

届出制手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受付事務手数料	無料
求人・求職の申込を受理した以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職者の照合 その他紹介のサービスに付随するサービス	紹介が成功した場合における当該求職者の 年間賃金の50% 手数料負担者は求人先とします。
求人の充足を容易にするための求人に対する専門的な相談・助言	紹介が成功した場合における当該求職者の 年間賃金の50% 手数料負担者は求人先とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための 調査・探索	紹介が成功した場合における当該求職者の 年間賃金の50% 手数料負担者は求人先とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	紹介が成功した場合における当該求職者の 年間賃金の50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれていません。

(注)手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、
一年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は50/100を限度とする。

返戻金の規定

本人の責めにより解雇された場合または自己の都合により退職した場合、
受け取った紹介手数料を下記の基準で返還する。

- 1 入社1ヶ月以内に退職をした場合 紹介手数料の100%
- 2 入社3ヶ月以内に退職をした場合 紹介手数料の50%
- 3 入社6ヶ月以内に退職をした場合 紹介手数料の5%